

P F I 事業の実施に関するガイドライン案についているの要望

日本政策投資銀行

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン案」について

ステップ4 . 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4 - 1 民間事業者の募集、評価・選定

【要望事項】

➤入札方法について

- ・ P F I 事業における落札者決定については、公募プロポーザル方式(随意契約)においても透明性及び競争性が確保されていると考えられることから、原則公募プロポーザル方式とする。
- ・ 公募プロポーザル方式で事業者選定を行うに当たり、会計法及び予算決算及び会計令等における随意契約要件の緩和が必要である。

(理由)

原則一般競争入札とした場合、会計法において札の書換が不可能であるため、提案後の交渉により入札金額の変更は不可能であり、再度の提案により絞り込みを行うことは困難である。

政府調達協定では、交渉によって要件が変更された場合には、参加者に変更された要件に基づき修正された提案を行う機会を与えることにより、応募者間の差別的取扱いが禁止され、単独事業者との交渉が不可能となる。従って、英国のような絞り込みを行ういわゆるショートリストの作成による二段階選抜及び優先交渉権者との交渉は不可能であり、事業者にとっては多大な費用負担となっていることに加え、入札条件の詳細化により民間事業者による自由な創意工夫が図れない状況となっている。

即ち、一般競争入札の場合には、入札後における入札書の書換が認められていないこと及び政府調達協定により単独事業者との交渉が不可能であることから、入札公告時における入札説明書において提供されるサービスの内容及びリスク負担等契約の内容を明確にすることが不可欠な一方、民間事業者による自由提案の余地を狭める結果となる。

【確認事項】

➤事業者選定手順の明確化

参加者の資格審査において事業計画を審査することにより、ショートリスト作成と同様な効果を得ることが期待される選定手順を明確にすべきである。

➤政府調達協定との整合性の確保の内容

一般競争入札を実施する場合における、政府調達協定と会計法令との整合性を確保すべき内容を具体的に明示すべきである。

会計法29
条の5、
P14
政府調達協
定14条

P13

P14
12行目

ステップ5 . 協定等の締結等

5 - 1 協定等の取決めに当たっての留意事項

【追加事項】

➤事業破綻時におけるPFI事業の継続方法の明示

プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、借入金返済の原資が事業に係る収入・資産に限定される。PFIをプロジェクトファイナンスとして組成していくためには、事業継続のためステップインライト(介入権)の一形態として事業者選定手法に関わらず地位の譲渡を認めるべきである。

P18

(10)

➤融資金融機関等における債権保全措置の明示

選定事業者が有する権利について、融資金融機関等に対して担保提供を行うことが可能であることを明示すべきである。

P18(9)

土地が行政財産である場合において、長期使用許可による土地利用権の確保を可能とすべきである。

➤契約履行の担保内容の明確化

会計法において、契約金額の100分の10以上を契約保証金として納めることが義務付けられているが、PFI事業は、維持管理期間中の債務不履行に対しては、当該債務に対応するサービス対価の減額等のペナルティーを課すことにより契約の履行を促すことから、維持管理期間中の契約保証金は不要と考えられる。

会計法29

の9

「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン案」について

一 リスクの分担等の基本的留意点

【追加事項】

➤追加的支出の負担内容の明確化

PFI事業における賠償責任について、国が最終責任を負うこととなることを具体的に明記すべきである。

また、国が被った損害に関する選定事業者へ対する国の求償権の範囲を明確化することが望ましい。

P3 6行

目

国賠法1

国賠法1